### 更別村告示第 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5及び第167条の11の規定により、令和7~10年度において、更別村が発注する工事又は製造の請負、物件の買入れ、その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、下記のとおり告示する。

令和7年3月27日

更別村長 西 山 猛

記

### 第1 資格

- 1 資格審査の申請ができない者
  - (1) 政令第167条の4 (第167条の11第1項において準用する場合を含む。) の規定に基づき競争入札への参加を排除されている者
  - (2) 更別村の村税の滞納がある者
  - (3) 国税(法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税)の滞納がある者
  - (4) 更別村暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第1号)第2条に 規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者に該当する者
- 2 契約の種類による資格要件
  - (1) 建設工事
  - ア 申請しようとする月の初日現在において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項による許可を受けており、かつ、当該許可を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいること。
  - イ 資格審査の申請をする日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降 に、建設業法による総合評定値の通知を受けていること。
  - ウ 基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の 日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請工種に対応する完 成工事高があること。
  - エ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全てにおいて加入又は適用除外であること。
  - (2) 建設工事に係る委託業務
  - ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営み、 かつ、申請しようとする月の前日末日からさかのぼって1年間にその事業に係 る売上高があること。
  - イ 建設工事の設計の申請をする者は、建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士事務所又は二級建築士事務所についての登録を受けたものであること。ただし、建築設備のみの設計を業とするものは、この限りでない。
  - ウ 測量の申請をする者は、測量法(昭和24年法律第188号)による登録を受け

ていること。

エ イ及びウのほか、官公庁の許可、認可、登録等が必要とされる場合には、当 該許可、認可、登録等を得ていること。

#### (3) 物品調達等

- ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営み、 かつ、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係 る売上高があること。
- イ 官公庁の許可、認可、登録等が必要とされる場合には、当該許可、認可、登 録等を得ていること。

### 3 資格の有効期間

資格の有効期間は、第3の1に掲げる受付期間ごとに、資格決定日から令和11年3月31日までとする。

#### 第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- (1) 第1の1(1)、(4)に該当するに至ったとき。
- (2) 第1の2の資格要件を欠くに至ったとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

## 第3 資格審査の申請の受付期間、資格決定日及び方法

1 申請の受付期間及び資格決定日申請の受付期間及び資格決定日は、次のとおりとする。

	受 付 期 間	資格決定日
第1期	令和 7年 4月 1日 (火) ~令和 7年 5月30日 (金)	令和 7年 7月 1日
第2期	令和 7年 6月 2日 (月) ~令和 7年 8月29日 (金)	令和 7年10月 1日
第3期	令和 7年 9月 1日 (月) ~令和 7年11月28日 (金)	令和 8年 1月 1日
第4期	令和 7年12月 1日(月)~令和 8年 2月27日(金)	令和 8年 4月 1日
第5期	令和 8年 3月 2日 (月) ~令和 8年 5月29日 (金)	令和 8年 7月 1日
第6期	令和 8年 6月 1日 (月) ~令和 8年 8月31日 (月)	令和 8年10月 1日
第7期	令和 8年 9月 1日 (火) ~令和 8年11月30日 (月)	令和 9年 1月 1日
第8期	令和 8年12月 1日 (火) ~令和 9年 2月26日 (金)	令和 9年 4月 1日
第9期	令和 9年 3月 1日 (月) ~令和 9年 5月31日 (月)	令和 9年 7月 1日
第10期	令和 9年 6月 1日 (火) ~令和 9年 8月31日 (火)	令和 9年10月 1日
第11期	令和 9年 9月 1日 (水) ~令和 9年11月30日 (火)	令和10年 1月 1日
第12期	令和 9年12月 1日 (水) ~令和10年 2月29日 (火)	令和10年 4月 1日
第13期	令和10年 3月 1日 (水) ~令和10年 5月31日 (水)	令和10年 7月 1日
第14期	令和10年 6月 1日 (木) ~令和10年 8月31日 (木)	令和10年10月 1日
第15期	令和10年 9月 1日(金)~令和10年11月30日(木)	令和11年 1月 1日

### 2 申請の方法

電子申請、郵送申請又は持参申請により、建設工事及び建設工事に係る委託業務 については、北海道公共工事契約業務連絡協議会が定める様式の申請書類に、物品 調達等については村独自様式の申請書類に、添付書類を添えて、更別村総務課に提 出するものとする。

### 3 資格審査の再申請

- (1) 競争入札参加資格者の営業が相続、合併又は譲渡により移転された場合は、 再度、資格審査の申請をするものとする。
- (2) 前号の申請の受付期間、資格決定日及び方法は、前2項に準じる。

# 第4 建設工事競争入札参加資格者の格付

建設工事の競争入札参加資格者は、工種に応じ、次に掲げる事項について行った審査の結果を総合勘案して格付を決定する。

## (1) 客観的審査事項

建設業法第27条の23第3項の規定による項目及び基準(平成20年国土交通省告示第85号)により算出された建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29の規定による総合評定値

(2) 主観的審査事項

ア 工事施行成績